

有害物質を含有する家庭用品の規制基準について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条第1項の規定に基づく基準案について

1. ホルムアルデヒドを含有する家庭用品の基準一部改正案について

現行のホルムアルデヒドを含有する家庭用品の基準は昭和49年9月26日に制定公布されたものであるが、10月1日の化学物質安全対策部会での審議の結果、確認試験法として高速液体クロマトグラフ法を追加し、同法による場合の規制値を現行規制値(吸光光度差0.05以下)に相当するものとして16ppm 以下とすることとされた。

2. ジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン又はベンゾ[a]ピレンを含有する家庭用品の基準案について

ジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンは、クレオソート油に含有される化学物質である。クレオソート油の発癌性試験の結果、ベンゾ[a]ピレン含有量に対応した発癌性が見出されていることから、10月1日の化学物質安全対策部会で審議の結果、クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤に含まれるジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンのいずれも10ppm 以下とすること、また、クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材に含まれるジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン及びベンゾ[a]ピレンのいずれも3ppm 以下とすることとされた。

以上

ホルムアルデヒドを含有する家庭用品の基準 一部改正案概要

○現行

1. アセチルアセトン法
【基準】
24月以内の乳幼児用:
 $A - A_0 \leq 0.05$
24月超: $\leq 75\text{ppm}$

↓
基準を超えた場合
2により確認

2. ジメドン法
【基準】
試験溶液と対照が
同様の吸収スペク
トルを示さない。

○改正案

1. アセチルアセトン法
【基準】
24月以内の乳幼児用:
 $\leq 16\text{ppm} (=A - A_0 \text{ が } 0.05)$
24月超: $\leq 75\text{ppm}$

↓
基準を超えた場合
2-①または2-②
により確認

2-①. ジメドン法
【基準】
試験溶液と対照が
同様の吸収スペク
トルを示さない。

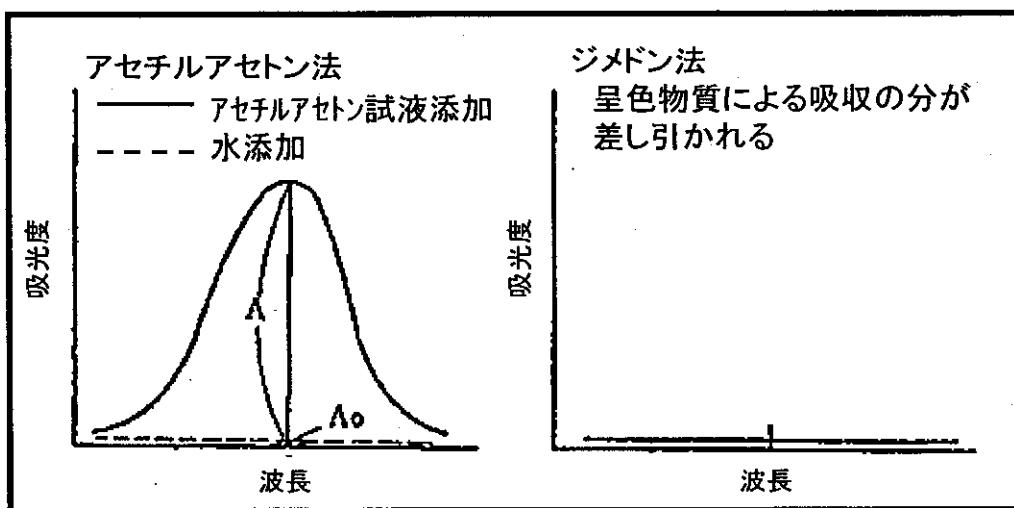
2-②. 高速液体クロマトグラフ法
【基準】
試験溶液のピークの高さが
ホルムアルデヒド標準液の
それを超えてはならない。

※A: 試験溶液にアセチルアセトン試液を反応させたものの吸光度

A_0 : 試験溶液に精製水を添加した場合の吸光度

【ジメドン法】

試験溶液にアセチルアセトン試液を添加する前に、ジメドンと反応させることにより、ホルムアルデヒドとアセチルアセトンが反応して生成する呈色物質が生成されないため、これによりホルムアルデヒドの存在を確認することができる。



ジベンズ[a,h]アントラセン、ベンズ[a]アントラセン又はベンゾ[a]ピレン
を含有する家庭用品の基準案概要

有害物質	対象家庭用品	基 準	基準設定の考え方	毒 性
ジベンズ[a,h] アントラセン ベンズ[a]アン トラセン	クレオソート油を 含有する家庭用の 木材防腐剤及び木 材防虫剤	10 ppm 以下 (試料 1g あ たり 10 µg 以 下) (ガスクロマト グラフ・質量 分析計)	本品へ継続的に 経皮暴露された場 合には発癌のおそ れがあるので、家 庭用品への使用を 規制するものであ る。	発癌性
ベンゾ[a]ピレ ン	クレオソート油及 びその混合物で処 理された家庭用の 防腐木材及び防虫 木材	3 ppm 以下 (試料 1g あ たり 3 µg 以 下) (ガスクロマト グラフ・質量 分析計)	同上	同上